

全労済協会だより

vol.68

CONTENTS

- 公募委託調査研究(2010年度採用)..... 1
〈絆の広がる社会づくり〉
「福祉NPOと地域自治組織の連携システムに関する調査研究」
栗本裕見氏(大阪市立大学都市研究プラザ特別研究員)を代表とする共同研究の報告概要です。
- コラム「暮らしの中の社会保険・労働保険②」... 3
「社会保障・税一体改革(その2)」について考えます。
- シンポジウム開催のご案内 4
2012年10月10日(水)全労済ホール スペース・ゼロ(東京)にて開催いたします。
- 2012年秋期「退職準備教育研修会」
【大阪開催】のお知らせ 4
(研修企画・コーディネーター養成講座)
●日時 2012年11月7日(水)～8日(木)
●場所 エル・おおさか(大阪府立労働センター)
- 2012年度公募委託調査研究の募集期間を延長します 4
募集締切を2012年9月24日(月)17時(当協会必着)に延長します。
- 全労済協会からのお知らせ 4
●当面のスケジュール

～ 当協会ホームページについてのご連絡 ～

この間のデータ管理会社におけるシステム障害発生により当協会ホームページの閲覧ができない状況につきまして、ご不便をおかけいたしました。

10月1日より、当協会のホームページアドレスが変更となりますので下記の新アドレスよりご覧ください。

新アドレス：<http://www.zenrosaikyokai.or.jp/>

公募委託調査研究(2010年度採用)

〈絆の広がる社会づくり〉

「福祉NPOと地域自治組織の連携システムに関する調査研究」

大阪市立大学都市研究プラザ特別研究員 栗本裕見
関西大学社会学部教授 橋本 理

当協会に対して、上記調査研究の成果報告がありましたので、その概要を掲載します。

なお、今回ご紹介した報告は調査研究報告誌として、後日発行する予定です。

報告概要

1. 研究の課題と方法

近年、防犯、防災、福祉など幅広い領域での地域活動を活性化することを目指して、まちづくり協議会などの地域自治組織を設立する自治体が登場している。地域福祉の分野でも、地域住民による制度外サービスの提供が推奨され、そのためのコミュニティ政策の重要性も指摘されている。政策領域の違いを超えて、住民どうしの支え合いによって、地域のニーズに応じた福祉的なサービスを自律的に供給することが求められている。

本調査研究は、地域自治組織に焦点を当て、その実態の

把握を試みている。その際には、地域での自律的なサービス供給に必要な、自治体と地域団体との関係の変化を「公民連携」、制度外サービス供給を可能にする実働体制の構築を「民民連携」の問題としてとらえ、この二点に着目して分析を行った。

具体的には、以下の二種類の調査を実施した。一つは、兵庫県、三重県のNPO法人へのアンケート調査である。NPOが地域自治組織に参加することで、サービス供給体制が強化されることが期待されているが、その実態を探るために、「保健、医療または福祉の増進を図る活動」を

定款に掲げているものを対象に調査を実施した。NPO法人と外部の機関・団体との関係について、また、外部の機関・団体との関係との接触の頻度、接触についての意向などを尋ねている。さらに、地縁組織との連携に関して、連携阻害要因について尋ねている。これにより、NPO法人側からみた「民民連携」の問題を明らかにしようとする。

もう一つは、地域自治組織を導入している自治体での事例調査である。本調査研究では、3自治体での事例調査を実施した。伊賀市、恵那市、高浜市の三つの自治体での調査を実施した。自治体への調査では、行政(地域自治組織担当、地域福祉担当)、市社協、地域自治組織へのヒアリング調査を行った。これにより、公民連携と民民連携の双方に関する情報を収集した。なお、以上の3自治体に加え、地域福祉の推進と地域自治組織との関係について、宝塚市社協、兵庫県社協の2ヵ所の社協に対するヒアリング調査を行い、予備的調査とした。分析に際しては、行政、市社協、地域自治組織のデータがそろっている3つの自治体(伊賀・恵那・高浜)を中心に行った。

2. 地域自治組織の制度設計—公民連携への模索

自治体の行政部門へのヒアリング調査からは、いくつかのことが明らかになった。第一は、地域自治組織のエリア設定が、おおむね小学校区でなされており、住民にとっても、既存の地域団体にとってもなじみやすい範囲になっていることである。第二は、地域自治組織のエリアは、地域福祉計画の圏域となっており、行政計画上は、地域福祉推進の点からも意義づけられている。第三は、地域自治組織の市政への意見具申の機能には違いがあることである。意見具申の権限や、総合計画の地区計画の検討が例規で規定されているケースと、意見具申の権限については、行政側の運用で対応しているケースがあった。第四は、地域自治組織への支援施策として、地域担当職員、地域自治組織への包括的資金の交付が行われている点である。資金交付とともに、補助金の包括化や地域への業務移譲への取り組みも始まっている。行政が、地域におけるサービス供給の仕組みととらえ、行政と地域との役割分担についての模索を始めている。

3. 地域自治組織による地域福祉の取り組み—アウトプット

調査からは、現時点で地域自治組織が、制度外サービスを事業として行うケース、制度外サービスへの資金拠出のケースは見られない。3つの自治体での調査からは、いくつかの、地域自治組織と地域福祉の結びつきのタイプがある。第一は、地域自治組織自身が福祉施設運営に携わっているタイプである。第二は、地域自治組織自身が制度外サービスに乗り出すタイプである。第三は、地域自治組織による、地域内の団体の取り組みを支援するタイプである。第四は、地域自治組織が地域内の住民やサービスのネットワーク化を図ろうとする

タイプである。第五は、地域自治組織が個別ケースに関する情報共有の場となるタイプである。以上からは、地域自治組織は、直接的なサービス提供と、ネットワーク化、情報交換、地域の理解や関心を深めるなどの側面的な支援の二つの面で地域福祉の充実に貢献する可能性を持つことがわかる。

4. 地域内の連携—民民連携

自治体調査からは、NPO法人との関係を持つ地域自治組織は少ないことが明らかになった。他方、アンケート調査からも、NPO法人が自治会・町内会や地域自治組織との連携に積極的ではないことがわかる。アンケートから見える地縁組織との連携阻害要因は、①マンパワーの不足、出会いの場の不足などの連携するための資源不足、②地縁組織のNPOへの関心の低さ、役員の交代などによる連携の難しさなどの地縁組織側の問題、③NPOに対する地域の理解の不十分さ、④NPOにとって連携の必要性がない、⑤行政等によるつなぎが必要というものである。少なくとも現状において、自治会・町内会とNPO法人との民民連携が進展するのは容易ではない。

NPO法人と関係を持つ地域自治組織には、次の三つのタイプがある。第一は、従来の地域団体ではカバーされていない領域をテーマとする団体との連携である。第二は、地域自治組織自身がNPO法人となっているケースである。第三は、地域として福祉に取り組むための団体を作る機運が高まり、それがNPO法人となったタイプである。

地域自治組織によるサービス供給には、自治会・町内会などの地域団体が中心とならざるを得ないが、ここにも課題がある。一つは、中長期的な人材確保の困難である。もう一つは、活動の焦点を絞りきれない問題である。地域自治組織の活動を、福祉的な取り組みにシフトさせるにはまだ時間がかかるであろう。

地域福祉計画で、地域自治組織によるまちづくりと地域福祉の連携が図られているのに呼応し、3つの自治体の社会福祉協議会でも、地域自治組織のエリアに担当職員を配置したり、安心生活創造事業をきっかけにコミュニティワーカーの配置を進めたりしている。ただし、地域自治組織そのものに直接関わるのではなく、地域からの要請に応じて、エリア内の福祉活動に対する専門的支援を行っている状況である。

地域の中には、民民連携の構築に向けた動きも生じている。福祉的テーマによる地域の組織化や、まちづくり活動に地域福祉活動としての意義づけを行う動き、福祉に関心の高い人材が、福祉に対する地域の関心を高めるべく地域自治組織に積極的に関わるといった取り組みも始まっている。

現時点では、地域自治組織が地域福祉を推進する機能を果たしているとは言い難い。だが、本調査研究での公民連携、民民連携の現状をふまえて、地域での支え合いを誰が担うのか、そのための制度の設計と運用について、さらなる検討が求められる。



暮らしの中の社会保険・労働保険② 「社会保障・税一体改革(その2)」

8月10日、社会保障・税一体改革関連法案が参議院で可決成立し、社会保障制度の持続可能性が一部改善されました。そこで、今回の改革の意味と今後の課題を考えます。

Q1. 社会保障・税一体改革関連8法案が可決成立したとのことですが、何が決まったのですか。

A1. 大きく次の4つに分類できます。

- ① 社会保障制度改革推進法
- ② 子ども子育て支援関連3法
- ③ 年金制度改善関連2法
- ④ 消費税関連2法

①では、社会保障制度改革の基本的な考え方を定めるとともに、公的年金、医療保険、介護保険、少子化対策の4分野で、改革の基本方針が定められました。そして、法施行(2012年8月22日)後1年以内に、基本方針に基づく改革に必要な法制上の措置を、社会保障制度改革国民会議(有識者など20人以内で組織)における審議の結果等を踏まえて講ずることとされました。特に、少子化対策では、待機児童に関する問題を解消するための即効性のある施策等の推進に向けた法制上、財政上の措置を講ずることが強調されました。

②では、「認定こども園法」の改正、「子ども・子育て支援法」、「関係整備法」が制定されました。これにより、幼保連携型認定こども園の充実や小規模保育等への給付の創設などが行われることとなりました。

③では、公的年金制度の財政基盤および最低保障機能の強化等のための「国民年金法」等の改正、被用者年金制度一元化等のための「厚生年金保険法」等の改正がされました。これにより、2014年4月からの基礎年金国庫負担1/2の恒久化、2015年10月からの受給資格期間の10年への短縮(現在は25年)、厚生年金と健康保険について2016年10月からの短時間労働者への適用拡大や、今後2年以内に産休期間中の保険料免除制度の導入(現在は育休期間のみ)、などが決まりました。

④は、マスメディアが報道しているとおりです。

Q2. 6月の三党合意内容と比べて、違いがありますか。

A2. 三党合意では、低所得の年金受給高齢者・障害者等に対する福祉的給付(月基準額5,000円等)が謳われていましたが、上記③の国民年金法等改正法の「附則第2条の2」の中で、2015年10月から、公的年金制度の年金受給者のうち、低所得である高齢者又は所得が一定額以下である障害者等に対する福祉的措置としての給付に係る制度を実施するため、改正消費税法の公布の日から6ヶ月以内に必要な法制上の措置を講ずるとされました。しかし、この具体的な

内容を定めた「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」は現在なお衆議院に提出中の状況です。(8月27日現在。以下同じ)

Q3. 社会保障の持続可能性を一層強化するため、今後どのような点に注目する必要がありますか。

A3. 今後も数多くの課題が残されていますが、短期的な課題は主に次のようなものです。

- ① 「効率化」が必要とされている項目
- ② 所得税、相続税の見直し
- ③ 所得捕捉等のためのマイ・ナンバー制度の導入
- ④ 消費税率引上げ時の低所得者対策(給付付き税額

控除や軽減税率等)と新政権による経済状況判断

①では、本来水準より2.5%高い老齢基礎年金等の特例水準の解消(改正案が現在衆議院に提出中)、高所得高齢者への年金額抑制(国庫負担分)または年金課税の強化、デフレ下のマクロ経済スライドの導入、70歳代前半の高齢者医療の窓口負担の本則適用(2割負担)など、痛みの分かち合いの課題が残されています。

②では改正消費税法附則の規定に基づき、格差是正と所得再分配機能の回復のために、所得税の最高税率引上げ等による累進性の強化が、そして格差の固定化防止と老後扶養の社会化の進展への対処のために、相続税の税率構造等の見直しが、各々求められます。また、中長期的には主に次のような課題があります。

- ① 最低保障年金のあり方
- ② 老齢年金支給開始年齢引上げと給付水準
- ③ 高齢者医療制度のあり方
- ④ 医療・介護のサービス提供体制の充実
- ⑤ 医療・介護等における総合合算制度の導入や高額療養費制度等の改善

⑥ 子育ての機会費用の縮小と社会的支援の強化
ところで、社会保障制度改革の全般的な遅れによる若者世代の不信が広がっています。中には公的年金から脱退して、自らその保険料相当額を運用して将来に備えようとの考え方も紹介されています。万一運用に失敗しても、最後は生活保護制度がカバーしてくれます。しかし、老後の貧困とスティグマに直面せざるを得ないばかりでなく、社会の共同連帯の仕組みを通じて、社会への参加と貢献ができる喜びを感じる機会を喪失することは残念なことです。社会保障の全世代対応型への転換がまだまだ不十分であることから生じるこうした一部の若者の社会連帯からの逃避を防ぐためにも、社会保障制度改革国民会議での議論が急がれます。

(社会保険労務士 CFP® 認定者 西岡秀昌)

シンポジウム開催のご案内

※詳しくは同封のチラシをご覧ください。

- ▶ **テーマ** 「絆社会実現への展望 ～今こそ問われる生活支援とは～」
- **日時** 2012年10月10日(水) 13時30分～17時15分
- **場所** 全労済ホール スペース・ゼロ(東京/新宿駅徒歩5分)

シンクタンクサイト
にて申込受付中

2012年秋期「退職準備教育研修会」【大阪開催】のお知らせ (研修企画・コーディネーター養成講座)

当協会では中小労働組合等における退職準備教育の普及・推進に向けた研修企画・コーディネーター養成を目的に、毎年2回(春・秋)「退職準備教育研修会」を開催しています。

〈研修会の概要〉

- **対象者** 主に中小労働組合の役員・担当者、書記局、研修企画・コーディネーター希望者
 - **カリキュラム** 退職準備・セカンドライフの「生活経済」「年金、雇用保険、医療保険、税金」「活動事例紹介」など
 - **定員** 50名程度 ● **参加費** 資料代 2,000円 ● **日時** 2012年11月7日(水)10時～8日(木)16時
 - **場所** エル・おおさか(大阪府立労働センター)大阪市中央区北浜東3-14(地下鉄谷町線・京阪電鉄天満橋駅より徒歩7分)
- 〈お問い合わせ・お申し込み先〉 ※9月下旬頃に当協会ホームページにて受付開始予定。調査研究部(TEL 03-5333-5126)

2012年度公募委託調査研究の募集期間を延長します

2012年度公募委託調査研究について、8月31日をもって応募の受付を締め切りとご案内していました。しかしながら、6月20日以降しばらくの間当協会ホームページが閲覧できない状況となり、公募委託調査研究の応募にも不具合が生じ、皆様にご迷惑をおかけしました。このため、応募の締め切りを下記のとおり延長いたします。皆様のご応募をお待ちしております。

▶ 2012年度公募委託調査研究の概要

募集テーマ：我が国の勤労者の福祉・生活実態に関するテーマの調査・研究
その中でも特に募集するテーマは「絆の広がる社会づくり ～大転換期の日本社会の展望～」

募集締切：2012年9月24日(月) 17時(当協会必着)

☆詳しくは当協会ホームページをご覧ください。

全労済協会からのお知らせ

▶ 全労済協会当面のスケジュール

日時	内容	主な議題など
10月10日(水)	シンポジウム開催	全労済ホール スペース・ゼロ(東京都渋谷区代々木)
10月23日(火)	第37回評議員会	
10月23日(火)	第135回理事会	
10月31日(水)	第1回運営委員会	シンクタンク事業に関わる協議
11月7日(水)～8日(木)	2012年秋期「退職準備教育研修会」	コーディネーター養成講座 場所:エル・おおさか(大阪府立労働センター)

全労済協会だより vol.68 2012年9月

発行: **全労済協会**
(財)全国勤労者福祉・共済振興協会
発行人: 高木 剛 編集責任者: 小池 正明

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階
☎03-5333-5126(代表) ☎03-5351-0421 《URL》<http://www.zenrosaikyoukai.or.jp/>